鈴鹿医療科学大学 覚せい剤に関する管理規程

(趣旨)

第1条 鈴鹿医療科学大学(以下「本学」という。)における研究に使用される覚せい剤の取扱については、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号。以下「法」という。)及びその他の法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「覚せい剤」とは、法第2条第1項に規定するものをいう。
 - (2) 「覚せい剤研究者」とは、学術研究のため、三重県知事の指定を受けて指 定証を所有し、覚せい剤を使用又は厚生労働大臣の許可を受けて覚せい剤を 製造する本学教員等をいう。

(覚せい剤の管理組織)

- 第3条 本学における覚せい剤の管理に関し、その徹底と万全を期するため、その 管理組織として、本学に覚せい剤・向精神薬管理委員会(以下「管理委員会」と いう。)を置く。
- 2 管理委員会の運営等については、別に定める。

(覚せい剤研究者の指定申請に関する報告)

第4条 三重県知事に対し、覚せい剤研究者の指定(指定証交付)申請を行う者は、 管理委員会にその旨報告するものとする。

(覚せい剤の保管)

第5条 覚せい剤は、大学研究施設内の鍵をかけた堅固な保管庫に保管しなければならない。

(覚せい剤の管理)

- 第6条 覚せい剤研究者は、自己の責任において使用する覚せい剤の管理を行うと ともに、覚せい剤の破損、滅失、盗取、所在不明及びその他の事故を防止するた め、随時、覚せい剤の使用量及び現在量の点検を行わなければならない。
- 2 覚せい剤研究者は、管理委員会の求めに応じて、覚せい剤の使用量及び現在量の状況について、報告するものとする。

(覚せい剤の廃棄)

第7条 覚せい剤研究者がその所有する覚せい剤を廃棄しようとするときは、管理 委員会に報告の上、三重県知事に届け出て、覚せい剤監視員の立ち会いの下に行 わなければならない。 (覚せい剤事故の届出)

- 第8条 覚せい剤研究者は、自己が所有又は管理している覚せい剤について、破損、 滅失、盗取、所在不明及びその他の事故に遭ったときは、直ちに管理委員会に報 告の上、三重県知事に届け出なければならない。
- 2 管理委員会は、前項の報告を受けたときは速やかに学長に報告するものとする。

(研究の終了等)

第9条 覚せい剤研究者は、覚せい剤等を使用する研究を終了又は中止したときは、 所有する覚せい剤の使用状況及び現在量等について、直ちに管理委員会に報告の 上、三重県知事に届け出なければならない。

(覚せい剤の年間報告)

第 10 条 覚せい剤研究者は、前年12月1日からその年の11月30日までの間 に所有する覚せい剤の使用状況等について、覚せい剤研究者報告書を管理委員会 に報告の上、毎年12月15日までに三重県知事に報告するものとする。

(指定証に関する届出)

- 第 11 条 覚せい剤研究者は、県が発行する指定証について次の各号に掲げる事態が生じたときは、当該事態の発生した日から7日以内に、管理委員会に報告の上、 三重県知事に届け出なければならない。
 - (1) 指定証の記載事項に変更が生じたとき。
 - (2) 指定証が不必要になったとき。
 - (3) 指定証をき損又は亡失したとき。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学協議会の議決を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成24年11月20日から施行する。